

ID: 1116

担当部署: 健康福祉課

<b>処分の概要</b>	基準該当療養介護医療費の支給		
<b>法令名 根拠条項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第71条第1項		
<b>法令番号</b>	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b> 法第71条第1項の規定による。 (基準該当療養介護医療費の支給) 第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。			
<b>標準処理期間</b>	40日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年4月1日